

様式第4号（第6条関係）

太宰府市飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助事業誓約書

太宰府市長 殿

太宰府市飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助事業により、飼い主のいない猫に不妊去勢手術を受けるにあたり、下記の事項を誓約します。

記

- 1 飼い主のいない猫で間違いないこと
- 2 耳先カット措置を実施すること（雄右耳、雌左耳）
- 3 猫の体調不良等により動物病院が手術を中止した場合、要した費用の全額を自らの負担とすること
- 4 手術及びそれに伴う処置の実施により生じた事故等について、獣医師及び市長の責任は問わないこと
- 5 手術を受けさせる飼い主のいない猫が既に手術済みであることが判明した場合、自らの負担で耳先カットを行うこと（開腹後に手術済みが判明した場合でも、その手術費及び耳先カット費用を負担すること）
- 6 手術後に飼い主が判明した場合、飼い主と自らの間で処理すること
- 7 手術後は、完全室内飼育できる環境で終生飼養できる飼い主を探し、引き渡すよう努めること
- 8 手術後に飼い主のいない猫を元の生息場所に戻す場合は、活動状況等地域の理解を得るとともに、近隣に迷惑が及ばないように終生にわたり餌、ふん尿等の適正な管理に努めること。

年 月 日

申請者

住 所 _____

氏 名 _____ 印